

京都文化力プロジェクト事業検討業務に係る提案書の募集について

京都文化力プロジェクト実行委員会（以下「本委員会」という。）では、次の業務について、企画力・実施能力等に最も優れた委託事業者を選定する提案書（プロポーザル）を募集しますので、参加希望者は以下の事項に従い応募してください。

1 業務の概要

- (1) 委託業務名
京都文化力プロジェクト事業検討業務（以下「本業務」という。）
- (2) 業務の内容
別添「仕様書」のとおり。
- (3) 委託業務期間
契約日から平成30年12月26日まで
- (4) 委託予定上限額
2,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 本業務に類似した業務の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (4) 京都府税、京都市税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府及び京都市の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。
- (8) 複数の法人等によるグループで提案する場合は、グループの構成員となる全ての法人等が(1)～(7)の要件を満たすこと。なお、グループの構成員が別のグループの構成員となり、又は単独で応募することはできない。

3 応募手続

(1) 応募方法

参加意向確認書及び提案書の提出をもって本募集に応募したものとする。

(2) 参加意向確認書

提出期限：平成30年5月11日(金) 午後5時まで (必着)

提出先：参加意向確認書(別紙1)に必要な事項を記入の上、持参、郵送、電子メール、FAX(FAXの場合は、電話連絡のこと)により(4)の提出先に提出

(3) 提案書作成に関する質疑応答

質問期限：平成30年5月11日(金) 午後5時まで (必着)

質問方法：持参、郵送、電子メール、FAX(FAXの場合は、電話連絡のこと)により(4)の提出先に提出

質問様式：任意であるが、以下の項目を明記のこと。

- ・件名は、「京都文化力プロジェクト事業検討業務に関する質問」とすること。
- ・質問者の会社・団体名、担当者の部署名、氏名、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを記載すること。
- ・提案書の審査に係る質問には回答できません。

回答方法：質問者及び参加意向確認書提出者に平成30年5月16日(水)までに電子メール又はFAXにより回答

(4) 提案書の提出期限及び提出先

提出期限：平成30年5月21日(月) 午後5時まで (必着)

提出方法：持参(平日の午前9時～午後5時)又は郵送(書留郵便に限る。)

提出先：本委員会事務局

〒604-0862 京都市中京区烏丸通夷川上ル少将井町 京都商工会議所
ビル4階

電話：(075) 354-5413 FAX：(075) 354-5414

電子メール：info@culture-project.kyoto

4 応募書類

(1) 提出書類

別記1「提出書類一覧」のとおり。

(2) 提案書の作成方法

別添仕様書に記載の項目に準じて、項目ごとに企画内容、提案事項、スケジュール等を図・表等を用いて提案書を作成し、別記1に掲げる書類とともに提出する。用紙はA4判（図表等についてはA3判をA4判に折り込むことも可）とする。提案書（その他の提出書類を除く。）のページ数は、表紙を含め10ページ以内とする。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された応募書類は、本プロポーザルにおける契約相手方の候補者選定以外の目的では使用しない。

イ 提出された応募書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、損害が生じた場合は、その責任は提案者が負う。

5 評価方法等

(1) 評価基準別記2「評価基準」のとおり。

(2) プレゼンテーションの実施

提出された応募書類について、平成30年5月25日(金)午後にプレゼンテーションを実施する。時間及び場所等の詳細については、対象者に別途連絡する。

(3) 評価方法

提出された応募書類及びプレゼンテーションについて、別記2「評価基準」に基づいて、本委員会事務局長（3名）の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、(3)の総合点が最も高い者を、契約相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、提案価格が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格を再提案し、再提出された提案価格が最も安価な者を契約の相手方として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要項に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 提案価格が1(4)の委託上限額を超える場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

オ 評価に係る者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

候補者選定後、プレゼンテーション実施日から10日後程度を目処に、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日以降に、選定の結果、参加した事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を本委員会ホームページ上で公表するものとする。

なお、審査結果についての異議申立ては認めない。

7 契約手続

(1) 契約交渉の相手方に選定された者と本委員会との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、委託契約を締結する。なお、相手方の選定を受けた者は、契約に先立ち、納税証明書を提出しなければならない。

また、契約に関する費用（納税証明書、印紙代を含む）は、相手方の選定を受けた者の負担とする。

(2) 契約代金の支払いについては、各50%ずつを9月末日及び業務完了後に請求することができる。

(3) 成果物及び構成素材に関わる知的財産権等の取扱い

成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて本委員会に帰属するものとする。

(4) 相手方の特定の取り消し

次の要件のいずれかに該当する場合には、特定を取り消すことがある。

ア 応募者が2の参加資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

(5) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

8 その他

(1) 参加意向確認書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。

(2) 応募については、1者につき1提案に限る。

(3) 提出書類の作成、提出及びプレゼンテーションに要する経費は、提案者の負担とする。

(4) 提案書作成のために本委員会から受領した全ての資料は、本委員会の許諾を得ないで、公表し、又は使用してはならない。

(5) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に処理を行うこととし、その経費は委託費に含むものとする。本事業に関する著作権(制作過程で作られた素材等の著作権も含む。)その他の権利は、すべて本委員会に帰属するものとする。

(6) 2019年度及び2020年度事業の受託業務の選定について、いかなる優先権を与えるものではない。